

LPガス部会委員の変更等について

エッカ石油（株）様より委員変更依頼が有りましたので、LPガス部会委員会へお諮りいたします。

きんじょう こうさく こくば としあつ
金城 耕作 氏 ⇒ 國場 淳篤 氏へ変更

資料 2

沖高保発 5 - 8 5 号
令和 5 年 1 2 月 1 8 日

LP ガス部会委員 各位
LP ガス卸事業者 各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
LP ガス部会
部会長 島袋博文 (公印省略)

任期満了に伴う LP ガス部会委員候補者の推薦について (推薦書提出のお願い)

令和 6 年度は LP ガス部会規則第 1 2 条 (定款第 2 5 条準用) に基づき、委員の改選期となっております。

つきましては、別添 LP ガス部会委員選出枠をご確認いただき、沖縄本島内においては系列ごとに、宮古・八重山地区においてはそれぞれの地域支部でご検討の上、別紙推薦書を令和 6 年 3 月 5 日 (火) までに協会宛にメール又は FAX にてご提出下さいますようお願い申し上げます。

本推薦書は 3 月 1 5 日開催予定の LP ガス部会委員会へ提案されるものとなります。
なお、現委員は来る 5 月の通常総会をもって任期満了となります。

記

以上

1. 推薦人数 LP ガス部会委員選出人数 (別紙 1)
2. 報告期限 推薦書を 3 月 5 日 (火) まで (別紙 2)
3. 任 期 令和 6 年 5 月総会から令和 8 年 5 月総会まで

※本件に関するお問い合わせ 協会 有銘

E-mail : arime@okinawakhk.or.jp

TEL 098-858-9562

FAX 098-858-9564

L P ガス部会委員選出人数について

区 分		系列販売 事業所数	部会委員選出数
1	りゅうせき系列	4 5	3
2	マルキ産業系列	3 7	2
3	エッカ石油系列	2 7	2
	中央ガス系列	3	
4	白石ガス系列	1 3	1
5	協同ガス系列	2 1	2
6	具志頭給油所系列	3	1
	互惠石油系列	1 1	
7	ひまわガス系列	1 2	1
8	沖縄ガス系列	1 6	1
9	うりずん会	1 1	1
	オキエネ系列	7	
1 0	宮古支部	1 3	1
1 1	八重山支部	1 1	1
1 2	青年委員会		1
1 3	部会長推薦枠		2
1 4	オートガススタンド枠		1
合計数		2 3 0	2 0

備考

1. 系列販売事業所数、概ね 1 5 に対し部会委員 1 名を選出する。
2. 部会長推薦枠は、前項の基準数に達しない系列又は系列外に適用する。尚、部会長推薦枠については、事前に委員会の意見を聞くものとする。
3. 区分毎の部会委員選出数は、所属する正副部会長の数を含むものとする。
4. この表は改選期ごとに委員会において検討し、必要に応じて見直しすることができる。

(別紙2)

推薦書

令和6年 月 日

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
LPガス部会
部会長 島袋博文 殿

みだしの件につきまして、下記の者をLPガス部会委員候補者として推薦致します。
(任期 令和6年5月総会～令和8年5月総会)

氏名 (部会委員候補者名)	所属事業所

記入者名 (卸し事業者責任者又は現部会委員)

選出区分系列

又は地域支部名

事業所名

氏名

報告期限 : 令和6年3月5日 (火)

E-mail : arime@okinawakhk.or.jp

FAX : 098-858-9564

L P ガス料金高騰支援事業今後の対応について

L P ガス料金高騰支援事業の実施について、協会は側面的な支援として協力しておりますが、これまでの主な経過・実績並びに評価検討事項を確認すると共に、今後の対応について委員会で協議いただきたいと考えております。

1. これまでの主な経過

- ・令和5年3月29日（国の動き）経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課「地方創生臨時交付金のL P ガス料金上昇抑制に向けた更なる活用のお願ひ」
- ・令和5年4月6日（協会の動き）沖縄県高圧ガス保安協会「L P ガス料金上昇抑制に向けた地方創生臨時交付金のご活用について（お願ひ）」
- ・令和5年7月11日（県の動き）6月補正予算成立（第1期分）
- ・令和5年9月27日（県の動き）9月補正予算成立（第2期分）
- ・令和5年11月2日（国の動き）「デフレ完全脱却のための総合経済対策」閣議決定
- ・令和5年11月8日（国の動き）経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室「地方創生臨時交付金を活用したL P ガス料金支援継続のお願ひ」
- ・令和5年11月10日（全国の動き）全国L P ガス協会「L P ガス料金上昇抑制に向けた地方創生臨時交付金の活用の働き掛けについて」（お願ひ）

2. 第1期（令和5年4月から9月使用分）の実施状況

- ・交付申請 226事業所（後に1事業所辞退）
- ・交付決定 596,329戸 1,068,767,493円（11月9日時点）
- ・値引き額 6ヶ月間で最大1,800円
- ・概算払い 11月中旬（一部遅れあり）
- ・精算支払い 12月上旬から中旬の見込み（一部遅れあり）

3. 第2期（令和5年10月から12月使用分）

- ・交付申請 12月11日（月）～12月18日（月）
- ・値引き額 3ヶ月間で最大900円
- ・概算払い申請 令和6年1月
- ・実績報告 2月
- ・精算払い 3月

4. 第3期（令和6年1月から5月使用分）

- ・ 交付申請 令和6年3月中旬
- ・ 値引き額 5ヶ月間で最大1,350円
- ・ 概算払い申請 令和6年6月
- ・ 実績報告 7月
- ・ 精算払い 8月

5. 第1期を終えての会員からの意見（第2期・第3期説明会にて）

（検討）

- ・ 県から概算払いが遅い
- ・ 県から精算払いが遅い
- ・ 資金繰り（借入、利息の支払い）が大変で有り負担が大きい（3ヶ月単位が良いのではないか）
- ・ 値引き対象件数一戸当たりの協力金50円では足りない
（第2期は値引き額一戸当たり50円・第3期から最低金額16,500円（税込み））
- ・ 仕分けが大変である
- ・ 入力業務が大変である
- ・ お客様の為ではあるが出来れば実施したくない
- ・ 協力金は値引き対象戸数ではなく、実際のメーター戸数でお願いしたい。（仕分け作業は一緒の為）
- ・ 一般消費者から何の値引きか、または金額が安いので間違いではないか…等の問い合わせが多く、業務に支障が出たため県民への広報を増やしていただきたい
- ・ その他意見
デフレ完全脱却が目的であれば、LP・都市ガス・電力への直接還元ではなく、全体に使える内容、または消費税の一部撤廃など根本的な対策を望む

（評価）

- ・ お客様から喜んでいただいた
- ・ お客様から今後も継続して頂きたい旨話が合った。

6. 元々LPガス業界が望んで取組んだ支援事業ではありますが、一部の事業所からは大変だったとの意見が寄せられております。

今後、沖縄県から第4期以降のLPガス料金高騰支援事業の実施要請があった場合、継続してLPガス業界で対応することが可能かどうか、または希望した事業所の交付申請だけで良いのか、その他プレミアム商品券などの方法が取れるのか、本委員会で協議いただきたいと考えております。沖縄県にプレミアム商品券について尋ねたところ、産業政策課からは手が離れるのでLPガスの還元に繋がるかどうかは不明との回答を頂いております。

令和5年度補正予算案の事業概要 (PR資料)

令和5年11月

小売価格低減に資する石油ガス配送合理化・設備導入促進補助金

令和5年度補正予算案額 77億円

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

事業の内容

事業目的

遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能なスマートメーター、配送車両等の導入、充てん所の自動化等に資する設備導入を支援することでLPガス事業者の人手不足解消、配送業務の効率化を図るとともに、LPガスタンク等の導入支援を行うことで需要家側のLPガス購入コストの低減を図り、LPガス価格の低減を目的とする。

事業概要

小売価格低減のため、LPガス事業者の経費負担となる①遠隔検針が可能なスマートメーター、②バルクローリー、配送トラック、③充填所自動化設備及び④需要家側のLPガスタンクの導入経費の一部を補助し、もって持続的な小売価格低減を図る

対象設備及び補助率

- ①スマートメーター 1/2以内
- ②バルクローリー、配送トラック 1/2以内
- ③充所自動化設備 2/3以内
- ④LPガスタンク 4/5以内

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

LPガス事業者の価格の大宗を占めている人件費等に寄与する設備導入や、大口需要家等のガスタンク設備の導入を支援することにより、持続的な小売価格低減を目標とする。

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

令和5年度補正予算案額 580億円

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部
省エネルギー課、水素・アンモニア課

事業の内容

事業目的

本事業は、家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入支援を行い、その普及を拡大することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

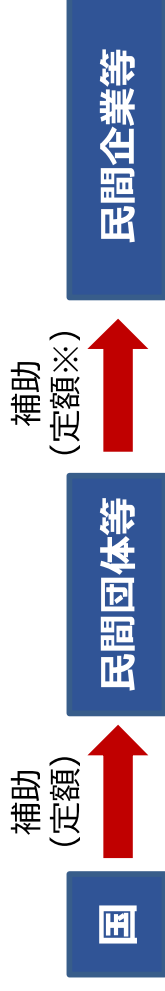
また、家庭部門への高効率給湯器の導入を加速することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）の導入に係る費用を補助する。

特に、昼間の余剰再生エネルギーを活用できる機種等については補助額の上乗せを行うとともに、高効率給湯器導入にあわせて寒冷地の高額な電気代の要因となっている蓄熱暖房機等の設備を撤去する場合には、加算措置を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※ 機器・性能毎に一定額を補助。

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への高効率給湯器の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。

既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業

令和5年度補正予算案額 185億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進することにより、第6次エネルギー基本計画における家庭部門の計画省エネ量の達成に向けた取組を加速させるとともに、エネルギーコストの上昇に強い社会の構築につなげることを目的とする。

事業概要

既存賃貸集合住宅における小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入に係る費用を補助（定額）する。
また、業界団体やメーカー等と連携して全国のオーナー・消費者向けに給湯器を省エネ型に変えることの重要性を周知・広報し、省エネ型給湯器への更新を促す。さらに、消費者が省エネ型の賃貸集合住宅を選ぶような行動変容を促す環境を整備する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※機能毎に一定額を補助

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

令和5年度補正予算案額 20億円

資源エネルギー庁・資源・燃料部
燃料流通政策室

事業の内容

事業目的

災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーションなどの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるため、自衛的な燃料備蓄体制を構築し、災害時における施設機能の継続を目的とする。

事業概要

避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク、石油タンク等を導入する者に対し、LPガスタンク等の購入や設置工事費に要する経費の一部を補助する。

補助率：1/2以内（中小企業に対しては2/3以内）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

多数の避難者が発生する避難所等への設備導入の促進を通じて、社会的重要なインフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指す。

関係各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
LPガス部会部会長 島袋博文ガス衣類乾燥機設置基準運用解釈の変更について (お知らせ)

標記の件について、ガス衣類乾燥機設置基準の運用解釈が下記のとおり変更されましたのでお知らせ致します。詳しくは、「ガス機器の設置基準及び実務指針 (通称 黒本) 第9次改訂版」(令和4年12月28日第9版改訂) 等でご確認下さいますようお願い致します。

記

【移動設置形機器としての取扱い (ガス消費量が5.8kW以下のものに適用)】

・これまでガス衣類乾燥機は、排湿管を固定して使用する場合、常設形ガス機器 (固定式) として取扱っておりましたが、今回の運用解釈の変更では、主に洗濯機の上に設置されておりますが、それらの維持管理のために移動することもあるため、機器を専用台に固定した場合や、排湿管を固定して使用する場合においても、移動設置形ガス機器として扱うことになったものです。

※ガス衣類乾燥機第9次改訂版抜粋
ガス消費量が5.8kW以下のものに適用
(5.8kWを超えるものは「業務用」)

- ① 移動設置形ガス機器として扱う。
- ② 開放式ガス機器として扱う。
- ③ 排湿管を固定した場合
⇒ 設置工事説明書等に指定された部材を使用して適切に施工
- ④ 隠ぺい部に排湿管を設置した場合
⇒ 設置工事説明書等に指定された部材を使用して適切に施工
- ⑤ 設置形態に合わせた換気口や給気口が必要



以上

(本件問合せ先) 協会事務局 電話098-858-9562

LPガス販売事業者各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
会長 與 儀 盛 輝
(公 印 省 略)

空き家におけるLPガス容器の撤去等について
～事故防止のお願い～

平素は、当協会の自主保安活動にご理解とご協力を賜り誠に感謝申し上げます。

さて、沖縄県内におけるLPガス事故で、長期間空き家に放置されたままのLPガス容器が盗難される事故(統計上はその他事故)が発生しております。

また、過去には同様に長期間放置されたLPガス容器の底部が腐食し、LPガスが液状で漏えいする事故が発生しております。幸いにも、二次災害には至りませんでした。着火が有れば、大惨事となる事故でした。

各LPガス販売事業者におかれましては、供給先が一時的にでも空き家となった場合は、速やかに下記の対応を行って頂きますようお願い致します。

記

(供給先が空き家になった場合)

- ① LPガス容器を速やかに撤去(空ビンも含め設置しない)
- ② ガスメータの閉栓
- ③ ガスメータ等にLPガス販売事業者連絡先の表示
- ④ 保安機関への連絡
- ⑤ その他必要な事項

※本件のお問合せ 協会事務局 業務課 TEL 098-858-9562

保安機関認定事業者各位
LPガス販売事業者各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
会長 與儀盛輝
(公印省略)

保安機関有効期間の確認及び期限管理の徹底について
(お 願 い)

平素は、当協会の自主保安活動にご理解とご協力を賜り誠に感謝申し上げます。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」）第29条において認定を受けた保安機関は、液石法第32条及び同法施行令第6条により認定の有効期間は5年と定められております。しかしながら一部の保安機関において、5年を経過している事例が確認されました。

各保安機関におかれましては、自社の保安機関認定期間の確認を行って頂くと共に期限管理を徹底して頂きますようお願い致します。

なお、更新する際は、同法施行規則第34条に基づき、認定の満了する30日前までに認定をした行政機関（沖縄県認定の場合は沖縄県知事）あて申請書を提出するようお願い致します。

また、保安業務を委託しているLPガス販売事業者は、同法施行規則第24条に定める業務主任者の職務、第7号「法第27条1項の保安業務の実施及びその結果を確認すること」の一環として、保安機関の認定の有効期間についても確認下さいますようお願い致します。

※本件のお問合せ 協会事務局 業務課 TEL 098-858-9562

『テールゲートリフター特別教育講習会開催について』

【受講希望 アンケート】

みだしの件について、会員事業所から開催の要望がございました『テールゲートリフター特別教育講習会』を県内3会場にて実施を検討しております。希望者が多数の場合、実技講習を別日に実施するか又は学科のみを実施かを検討する必要があります、急ではございますが、下記の受講希望アンケートを **12月1日(金)**までにご報告下さいますようお願い申し上げます。

学科のみを実施することになった場合は、実技講習を各事業所にて2h行っていただく必要がございます。その場合は実技講習の内容につきましては、周知予定です。

※改正労働安全衛生規則が公布され、令和6年2月1日より、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務が特別教育の対象として義務化されます。



テールゲートリフター特別教育講習 受講アンケート			
< 6時間講習 学科4h、実技2h > FAX 098-858-9564			
事業所名	担当者名		
連絡先	TEL	FAX	
	① 本島地区	② 宮古地区	③ 八重山地区
日時	令和6年1月30日(火) (10時~17時) ※学科、実技まで含む日程	令和6年1月22日(月) (10時~17時) ※学科、実技まで含む日程	令和6年1月24日(水) (10時~17時) ※学科、実技まで含む日程
会場(学科)	沖縄産業支援センター	沖縄県宮古事務所	沖縄県八重山事務所
会場(実技)	未定	未定	未定
受講人数	【 名】	【 名】	【 名】
受講料	11,000円(学科及び実技受講費、テキスト代、受講証明費、消費税込み) ※学科のみ開催の場合の受講料は8,800円 2h短縮になります。		

第7回 液化石油ガス流通ワーキンググループ 事務局提出資料

～実行性確保策の具体化など とりまとめに向けた議論～

令和5年11月22日

資源エネルギー庁 資源・燃料部
燃料流通政策室

本日まで議論いただきました内容

- **第6回WG (7/24)** では、LPガス事業者による過大な営業行為の制限、ガス消費と関係のない設備の費用をLPガス料金に計上することの禁止等、**液化石油ガス法に係る制度見直しの方向性を提示**した。その後、制度見直しに向けた作業を進めつつ、LPガス地方懇談会や各種説明会等を通じて、LPガス事業者をはじめとした関係者と意見交換を重ねてきた。
- 前回WGやその後の意見交換では、**抜く駆け行為を許さない意識や環境づくり、不動産オーナーや不動産関係事業者、住建メーカーに対する周知や、関係機関と連携した取組強化**等、様々なご意見をいただいた。
- 本日は、これらの意見も踏まえつつ、**年内目途のWG報告書とりまとめ**に向け、以下の点についてご議論・ご確認いただきたい。
 - ① **実効性確保策の具体的な内容**
 - ② **今回の制度見直し内容の詳細**
 - ③ **上記を含め、WGとりまとめに盛り込むべき事項（望ましい取組、留意点等）**

前回WGで提示した見直しの方向性

過大な営業行為の制限

三部料金制の徹底

LPガス料金等の情報提供

＜本日の議論＞

- ① **実効性確保策の具体化**
- ② **制度見直し内容の詳細**
- ③ **WGとりまとめ報告書に盛り込むべき事項**

【参考】改正法令の実効性確保のための方策案（第6回WG資料から抜粋）

改正法令施行前

改正法令施行後

効果検証

過大な営業行為の制限

- 制度遵守に係る自己適合宣言（※1）
- L Pガス事業者・不動産事業者への制度改正の周知

- 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等
 - ◆ 監視・通報体制の整備
 - ◆ L Pガス事業者に対するフォローアップ調査
- 違反の疑いがあった場合は立入検査

エネ庁HPに投稿フォーム（匿名可）を開設し、得られた情報を基に必要に応じて取り締まりを実施

三部料金制の徹底

- 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築（※2）

- 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等
- 通常の立入検査時に実施状況を確認

- 本WGでの検証（年1～2回）

L Pガス料金等の情報提供

- L Pガス事業者に対するフォローアップ調査（三部料金制の適用割合の公表を検討）
- L Pガス事業者・不動産事業者に対する継続的なフォローアップ調査

- 通常の立入検査時に実施状況を確認

その他

- 関係省庁（国土交通省、消費者庁、公正取引委員会等）との連携
- 消費者委員会において本WGにおける取組状況を報告
- L Pガス地方懇談会（消費者団体、L Pガス事業者、関連団体、行政、学識経験者が一堂に会し意見交換等を行うことで、相互理解を深める会議体。毎年全国9ブロックで開催。）を活用した機運の醸成

- 通常の立入検査時に実施状況を確認

※1 制度遵守に係る自己適合宣言：各L Pガス事業者自らが改正制度を遵守することを宣言し、それをエネ庁が集約しHPで公表することで、消費者が宣言済みの事業者であるかどうかを知ることができるよう見える化

※2 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築：大手事業者をはじめ、改正制度の施行を待たず早期に対応できる事業者に対して、三部料金制への移行を促す

【参考】前回WGでの指摘事項（1）

過大な営業行為

【駆け込み対応など】

- 新制度移行を見越して、現行制度下で既に過大な営業行為に拍車がかかっている、という問題も起きているのも事実。大手不動産関係者から露骨な設備供与も求められている実例もある。まさに追い込み、今のうちに駆け込みでやろうという現実があるということも留意いただきたい。
- 賃貸集合住宅の紹介料等の実態は問題だと考えており、経営上も負担となっている。賃貸についてはこういう無償機器提供等を一切やめようということを、率先してしっかり取り組みたい。
- 消費者相談でも、アパートの経営者より「不動産屋から給湯器の交換をLPガス屋に負担してもらえないからガス屋を変えないか」との勧め。契約書の中に「○年間はLPガス事業者を変更しないという条件、今後、値上げの可能性がある」とあるが、この事業者は本当に信用して大丈夫か」との相談あり。

【貸付配管】

- 既存の貸付配管契約を多くのLPガス事業者が行っており、これを無効とすることはLPガス事業全体に大きな影響があるので慎重に考えていただきたい。
- 戸建、特に建売の貸付配管の問題については、原則この貸付配管という慣行自体を、今後はやめていく方向でしっかり取り組みたい。

【関係者への周知】

- LPガス事業者への周知徹底はもちろんのこと、国土交通省でもオーナーや不動産管理会社や住建メーカーに今までのような商慣行による取引はしないように、液石法への理解も含めた周知を強く要望。
- 制度改正には、LPガス事業者への周知徹底はもちろん、マスコミなどを通じて広く社会にも知らせてほしい。

【制度運用】

- 正常な商慣習に照らして不当な利益とは何かについて、何が合法で何が違法かという線引きが不明瞭なままでは制度の施行後に混乱を来す。
- 解釈通達、ガイドラインでの記載、また、それと表裏一体をなす業界としての販売指針の記載について具体的に定量的に記載できるよう、公正取引委員会、消費者庁など関係省庁とも調整の上、明示いただきたい。

三部料金制の徹底

- 経過措置3年というのは長い。混乱しない程度の短期間で行わないと現状が変わらないうことになりかねないので、いいことはすぐに実行していく姿勢に期待。
- 既存契約でも、猶予期間なしで三部料金をすぐ入れて設備費を明示し、やがて家賃に移っていくというシンプルなやり方に行わないと、抜け駆けに道を開くのできっちりやるべき。どうしても猶予期間が必要ならば、なるべく短くし、設備料金を明示した事業者にはホームページ上で評価していくような仕組みが必要。
- 経過措置について、現行契約が新制度施行時点で破棄になってしまつと、未償却分の精算となることについて、行政から消費者への周知啓発、行政から公に発信することで無用の混乱回避をお願いしたい。
- 貸付配管の問題については三部料金を前提としているが、配管は償却により価値が減るものであり、精算でもトラブルになっているので、この金額をどう考えるか議論すべき。
- 三部料金制について、抜け駆けが容易にあり得るといふ指摘、例えば基本料金の名目で設備の部分について別料金の計上を図るといふ動きも出てくる可能性があるが、基本料金を定義し具体的にグリーンリスト、レッドリストとして明らかにすべき。そして従量料金の過大な引上げを図る動きもどう抑止するのか検討すべき。

【参考】前回WGでの指摘事項（2）

L P ガス料金等の情報提供

- 賃貸集合住宅のL P ガス料金について、ほとんどの消費者は料金を確認できることを知らない。消費者庁には賃貸物件の契約前のガス料金の確認を周知してほしい。事業者からの情報提供がないと、不動産仲介業者も提供できないし、消費者は知る事ができない。消費者の選択の機会をしっかりと確保してほしい。
- L P ガスの料金等の情報提供については、経済産業省だけでなく国土交通省と連携した検討を期待するが、L P 事業者に努力義務を課す場合は不動産関係事業者にも同様に協力をしてほしい。
- 集合住宅の切替え提案時の売込み価格と、高額な機器貸与を行われるが、売込み価格を通常価格と誤認され、安いはずのL P ガスの売値が時間の経過とともに通常価格を大きく超えて高額な貸与価格となり問題に発展。標準的な料金と比較できるよう、各事業者とも最も高い料金を公表すべき。

実効性確保への取組

- 【通報フォーム】
 - 国において、通報フォームを設けるといことで、来たものがきちんと公表されるという仕組みを取っておけば、パニッシュメントのメカニズムが働くと思う。
- 【商慣行見直しに向けた取組宣言】※制度遵守に係る自己適合宣言
 - 自己適合宣言というのはいくつかの点で期待する。こうしますというふうにいかに合って自主的に宣言していく、それを評価する仕組みをつくっていくべし。
 - 事業者には今回の制度改正に対する受け止めをしっかりと表明していただきたい。抜け駆けを許さない、しっかりと法令遵守する環境をつくるには、業界の意識改革が必要。事業者には制度遵守にかかる自己適合宣言をしてもらいたい見える化をする、大手事業者から率先して宣言いただきたい。
- 【モニタリング】
 - フォローアップとして、地方のLPガス懇談会におけるの進捗確認、このWGでの検証も引き続きしっかりと行ってほしい。
 - フォローアップについて、制度遵守に係る自己適合宣言も、具体的に何がアウトという基準がないと骨抜きになるおそれがあり、監視・通報体制整備について、ここまではセーブでここからはアウトという線引きがないとうまくいかないのではないか。
- 【関係省庁による取組】
 - 実効性を確保するためにも、公正取引委員会に対しては、LPガス販売実態調査の再調査を要望する。
- 【制度運用】
 - 実効性確保にはチェックの仕組みづくりが必要。立入検査における料金表示や情報提供などの確認項目の追加、立入検査の実施機関における今回の制度改正の背景や消費者保護の観点での理解を深める必要があり、研修等を実施すべき。

第6回WG後にLPガス事業者から寄せられた声

- 第6回WGやLPガス地方懇談会では、制度改正前の駆け込みへの対応について懸念する声が寄せられた。例えば、以下のような声から寄せられている。

LPガス事業者による営業行為

- 大手LPガス事業者が、オーナーに対して、賃貸集合住宅のLPガス供給を切替える条件として、エアコン設置、TVモニターホンへの交換、LED照明器具の交換、シャワートイレの設置、給湯器・調理器具の交換を行うと提案している
- 大手LPガス事業者が、オーナーに対して、賃貸集合住宅のLPガス供給を切替える条件として、給湯器、エアコン、ドアフォン、ウォシュレット全てのメンテナンスフリーに加えて、LPガスの容器置き場の賃借料や、切替え手数料を支払うと提案している

不動産事業者の動き

- オーナーから、ガス供給契約更新の条件として、給湯器、ガスコンロ、エアコン、ドアフォン全てのメンテナンスフリー及び紹介料の支払いを提示される。断ったところ他社に切替えられた
- 不動産管理会社が、「ガス会社切替えを利用し、エアコンも無料で新品に取り換え」等と記載されたチラシにより、賃貸集合住宅の管理を自社に変更するようオーナーにアピール。その裏でLPガス事業者がエアコンの無償交換に応じるよう強いられている

実効性確保策の具体化（1）（監視・通報体制の整備①）

- 第6回WGやその後の意見交換で指摘のあった、改正法令の施行前の抜け駆け懸念等の声を踏まえ、改正法令の施行を待たず、「通報フォーム」を早期に開設する。※年内開設に向けて準備中。
- 通報フォームに寄せられた情報の取扱いは、以下のとおり。

① 液石法違反の取り締まり

通報情報を端緒として、任意ヒアリングや、液石法に基づく報告徴収や立入検査等を行う。

② 関係省庁への共有

必要に応じて関係省庁に情報共有を行い、**連携した対応**につなげる。

※他省庁への情報提供の可否については事前に通報フォームに確認項目を設定。

③ 政策立案への活用

通報情報を集約・構造化した上で、WG等の場に提示し、**制度改革後の市場モニタリング**に活用するとともに、**今後の制度改革やマニュアルの改訂等の政策立案**に活かす。

※情報提供者が不利益を被ることがないよう情報管理を徹底。

- ✓ 通報フォームに寄せられた**個別事案の情報**に関しては、**情報提供者の利益が害されないよう取り扱う。**
例えば、個別事案処理にあたって当事者に照会する場合、事案によっては情報提供者が特定され、その後の取引関係等に影響するおそれもある。このため、当事者に照会する際には、事前に情報提供者の了解を得た上で行うなど、情報提供者の利益に十分配慮する。
- ✓ 通報フォームに提供された**情報提供者の企業名又は個人名、電話番号及びメールアドレス**等は、提供いただいた情報の内容に不明な点があった場合等の連絡のために使用し、**情報提供者の承諾を得ない限り、第三者に共有しない。**

実効性確保策の具体化（1）（監視・通報体制の整備②）

液化石油ガスの取引適正化に関する情報提供フォーム（案）

情報提供者について

氏名又は事業者名（匿名希望の場合、匿名と記入） **必須**

情報提供者の属性 **必須**

※前問で「その他」と回答した方のみ、具体的な属性を記入ください。

メールアドレス

電話番号

不当な取引の疑いがある事業者について

事業者名 **必須**

事業者の属性 **必須**

情報提供の内容 **必須**

※「情報提供の内容」には、以下の項目等を記載し、情報提供の内容が可能な限り明確になるように記載するようお願いいたします。

- ①いつ行われた行為か。
- ②どこで行われた行為か。
- ③だれに対して行われた行為か。
- ④どのような行為が行われたか。
- ⑤どのような方法で行われた行為か。

他の行政機関への情報提供 **必須**

すべて可 匿名なら可 不可

【情報提供者について】

- ・匿名での情報提供も可能。
- ・情報提供者の属性も問わない。
- ・通報情報のみでは事業者の具体名や違反の疑いのある行為の詳細がわからない場合、情報提供者に確認できるように、連絡先の記載項目を設定。

【事業者情報について】

- ・通報情報から、事業者の具体名、不当な取引の疑いのある行為の詳細（日時や行為が行われたというファクト）等がわかるように、情報提供内容の具体的な項目例を記載。

【関係省庁への情報提供の可否】

- ・他省庁への情報提供を行えるよう、他省庁への情報提供の可否項目を設定。

実効性確保策の具体化（2）（関係省庁との連携）

- 第6回WGでは、改正法令の実効性を確保していく上では、不動産業界等関係者による対応も必要であるとして、国土交通省をはじめとした関係省庁との連携が必要との指摘が多数なされた。
- 前回WG後、国土交通省の協力の下、不動産関係団体向けの説明会を順次実施し、商慣行是正に向けた協力を要請。引き続き、関係省庁と連携した取組を進めていく。

前回WG後に実施済みの取組

国土交通省との連携

- 11月13日、（公財）日本賃貸住宅管理協会の運営協議会にて説明会を開催し、資源エネルギー庁から、無償貸与等のLPガスを巡る課題やそれを踏まえた制度改正案の概要について説明。
- 11月15日、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会の理事会にて、事務局から制度改正案の概要を説明。
- 所管団体の会議やイベントで、国交省から制度改正の検討状況を説明。
 - ・住まい・建築・不動産の総合展（11/2）
 - ・日管協フォーラム（11/14）

今後実施予定の取組

国土交通省との連携

- 無償貸与等の商慣行は、不動産業界と消費者との信頼関係にも関わる問題になりえることも踏まえ、LPガス分野における制度改正の内容について、公布後、その施行を待たずになるべく早く、不動産関係団体向けに文書を発出し、周知徹底を図り、適切な対応を促す。
- 転居等で新たなLPガス供給契約が増える3月より前の2024年2月頃、賃貸集合住宅の入居希望者へのLPガス料金の情報提供を徹底するため、所管団体向けに再周知を図る。

消費者庁との連携

- 2024年春頃、事業者に対して、消費者にわかりやすい説明を行うよう要請する文書を発出。
- 2024年春頃、消費者に対して、契約に当たっては契約内容を十分に理解した上で契約するよう周知啓発。

【参考】関係者に期待される取組（第6回WGにおける指摘事項）

第6回液石WG(2023.7.24)
浦郷元委員提出資料から抜粋・一部修正

資源エネルギー庁

- ・制度改正の周知徹底
⇒事業者にはもちろん、マスコミを通じて社会にも広く知らせる
- ・改正に伴う監督行政の「検査」項目の見直し、及び執行機関に対する教育研修の実施
⇒検査項目への料金表示、情報提供などの追加、改正に至る背景を含め消費者保護の観点での教育
- ・フォローアップとして、WGの継続、地方のLPガス懇談会での進捗確認
- ・関係省庁(国交省、公取委、消費者庁、消費者委員会)との連携をしっかりと図ること

国土交通省

- ・再度、経産省と連携し、賃貸物件におけるLPガス料金の情報提供を依頼する通知を周知徹底すること
⇒料金情報がないときは、オナー・管理会社・仲介業者からLPガス事業者へ情報提供を求めようお願いたい
- ・今までの商慣行による取引(無償貸与)はしないよう周知に努める
⇒施行規則改正により、違反したLPガス事業者には罰則もある
- ・フォローアップも経産省と連携して継続して行うこと
オナー・管理会社へは液石法への理解も含め周知

消費者庁

- ・消費者に対し、LPガス料金に関する情報発信
⇒LPガス利用の賃貸集合住宅では契約前にLPガス料金の確認を！
消費生活相談窓口での相談(被害)事例の共有、注意喚起
- ・顧客確保の勧誘方法にも問題がある。特商法違反の行政措置も行われているが、今後もしっかりと目を光らせてほしい

公正取引委員会

- ・事業者間の商慣行が過剰な状況となり、結果的に消費者に不利益がもたらされる。LPガス販売態勢調査の再調査を要望する

消費者委員会

- ・エネ庁から最終報告をする場を設けてほしい。
その際、国交省・公取委・消費者庁に、参加と今後の対応についての受け止めの報告もお願いしたい

LPガス事業者(業界団体)

- ・賃貸集合住宅のLPガス料金の情報提供の徹底
- ・制度遵守の宣言(自主適合宣言)
抜け駆けを許さない環境を作るには業界の意識改革が必要！
地域に根差し消費者に支持され選ばれるLPガス業界となる
ためのビジョンを示してほしい
- ・業界全体で進捗状況の確認、報告

消費者団体

- ・LPガス料金の課題の共有
⇒まずは消費者団体の中で共有し、各地で行われるLPガス懇談会に問題意識を持って臨み、消費者の不利益が是正されているかチェックする
- ・調査活動の継続
⇒LPガス料金の問題がここまで解決の方向に動いたのは、北海道や神奈川の消費者団体の地道な調査活動の成果
さらに広く多くの団体を取り組めるよう支援する
- ・マスコミへの働きかけ

実効性確保策の具体化（3）（商慣行見直しに向けた取組宣言）

- 第6回WGでは、LPガス事業者による自主的かつ積極的な取組を促す観点から、制度遵守に係る自己適合宣言として、「各LPガス事業者自らが改正制度を遵守すること等を宣言し、それをエネ庁が集約しHPで公表することで、消費者が宣言済みの事業者であるかどうかを知ることができるように見える化」する取組を提示した。
- 具体的な宣言内容としては、例えば、以下が考えられる。
 - ① 無償貸与や紹介料支払い等の利益供与を行わないことの宣言
 - ② 上記宣言内容を実施する組織体制（社内ルールの整備、研修の実施等）
 - ③ 経営トップや現場担当のコミットメント など
- また、宣言の名称については、消費者など第三者からみたらわかりやすさの観点から、例えば、「商慣行見直しに向けた取組宣言」、「消費者を大切にす経営宣言」としてPRしていくことが考えられる。
 - ※ 今後のWGにおいても、わかりやすさの観点から、「商慣行見直しに向けた取組宣言」という名称を用いることとしたい。
- なお、宣言についてフォーマット化を望む声もあるものの、本件はあくまで自主的な取組を対外的に説明・見える化を図るものであり、かつ、フォーマット化すると宣言内容が形骸化するおそれもある。むしろ、各LPガス事業者において、その事業規模や組織体制、ビジネスモデルの在り方を踏まえつつ、創工夫を凝らしながら対外説明等に取り組んでいくことが適切ではないか。
- また、宣言については、エネ庁のHP上で公表することに加え、公開モニタリング等の場において確認することを通じて、各LPガス事業者による自主取組を後押ししていくこととしてはどうか。

<事例 1> 金商法に基づく利益相反管理体制の整備と開示

- 金融機関の提供するサービスの多様化や、業態を跨ぐ形での国際的なグループ化の進展に伴い、利益相反が発生するおそれが高まっていることから、金商法上、証券会社等が自社及びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが求められている。

- 利益相反管理体制は、各証券会社等の**業務の内容・特性・規模等に応じ、まずは各証券会社等が自ら整備すべきもの**とした上で、規制当局は、以下の点に留意して監督することとされている。
 - 利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備（取引の類型化、定期的な検証等）
 - 利益相反管理の方法（取引実施前の評価・確認、事後的な検証等）
 - 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表

- 人的構成及び業務運営体制

<事例 2> コーポレートガバナンス・コード

- 上場企業が行う企業統治（コーポレートガバナンス※）において参照すべき原則・指針を示したもの。
※コーポレートガバナンスとは、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みのこと。
- コーポレートガバナンス・コードでは、原則のみを定め、細部はそれぞれの企業に任せるという考え方を採用。また、上場会社に対し、各原則について「コンプライ・オア・イクスプライン（comply or explain）」（原則を遵守する旨の表明、又は、遵守しない場合はその理由を説明）を求めている。 ※ 証券取引所の上場規程において、「コーポレートガバナンスに関する報告書」の開示を上場会社に義務付け。

利益相反管理方針の概要

大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）は、「利益相反管理方針」を制定し、その概要を以下の通り公表いたします。

1. 目的

「利益相反管理方針」は、お客さまの利益を不当に害することがないよう、当社内及び当社と大和証券グループ各社との間における利益相反を適切に管理することを目的としております。

<2. 及び 3. 省略>

4. 利益相反の管理方法

管理対象取引の管理方法については、以下に掲げる方法により利益相反の管理を行います。

- 1) 部門の分離、グループ会社との間で取引に関する情報を授受することの禁止その他の情報隔離・情報遮断による方法
- 2) 取引の条件又は方法を変更する方法
- 3) 取引を中止する方法
- 4) 顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて開示する方法
- 5) その他の方法

5. 利益相反管理体制

当社では、利益相反の管理を行うにあたり、営業部門からの独立性を有する利益相反管理統括責任者を設置し、その統括の下、利益相反取引の管理を一元的に行います。

（出典）大和証券HP（<https://www.daiwa.jp/policy/advantagecontrary.html>）より抜粋

実効性確保策の具体化（４）（公開モニタリングの実施）

- 第6回WGでは、実効性確保策として、LPガス事業者等に対するフォローアップ調査の実施や、本WGでの検証、LPガス地方懇談会を活用した機運の醸成等を提示したところ。
- 今後、LPガス事業者による商慣行是正に向けた積極的な取組を促していくためにも、規制当局による取り締まりのみならず、有識者や消費者等の関係者が、本WG又はLPガス地方懇談会といった公開の場で、LPガス事業者の取組等をモニタリングしていくことが有益であると考えられる。
- 公開モニタリングの場では、例えば、以下のような内容を確認・議論していくことが考えられるのではないかと。

公開モニタリングにおける確認・議論事項（案）

- 通報フォームに寄せられた情報を集約・構造化した内容
 - 「商慣行見直しに向けた取組宣言」（制度遵守に係る自己適合宣言）の取組状況
 - 大手LPガス事業者による商慣行是正に向けた取組状況（公開ヒアリング等）
 - フォローアップ調査の結果
- ⇒ 確認・議論を通じて、LPガスを巡る取引慣行改善につなげていく（更なる提言等）

過大な営業行為の制限に向けた対応（1）（運用面での対応方針）

- 第6回WGでは、いわゆる無償貸与や過大な紹介料等の利益供与が、LPガスの消費者に不利益をもたらしている現状を是正すべく、液石法施行規則を改正し、正常な商慣習を超えた利益供与や、LPガス事業者の切り替えを制限するような条件を付した契約締結等を禁止するとの対応方針を提示した（改正法令の公布の日から起算して3ヶ月を経過した日に施行予定）。
- 当該見直し内容の実効性を確保する観点から、「正常な商慣習を超えた利益」や「LPガス事業者の切り替えを制限するような条件」の内容や解釈を可能な限り具体化することが期待されているところ、以下のように対応することとしてはどうか。

過大な営業行為の制限に関する運用面での対応（案）

- どのような行為や契約条件等が「正常な商慣習を超えた利益」や「切り替えを制限するような条件」に該当し、液石法条の違反行為となるかについては、取引の内容や影響など、様々な要素を総合的に判断することになること、個別判断の蓄積がない現段階において、その内容や解釈を具体的に示すことは、かえって潜脱行為を促してしまおうおそれもある。
- このため、まずは以下の方角で対応し、事例蓄積を重ねた上でガイドライン等で明確化していく。
 - LPガス事業者においては、個々の営業行為について、「過大ではない」、「料金低減に資する行為である」、「切り替えを不当に制限するものではない」など、対外的に、根拠を持って説明でき、それが第三者から受当であると評価されるようにしておく
 - 規制当局による立入検査や、第三者によるモニタリング等では、LPガス事業者から上記考え方を聴取した上で、その妥当性/違法性を判断していく

過大な営業行為の制限に向けた対応（２）（WG報告書への記載内容）

- 制度上は、「過大な」営業行為を制限し、液石法に基づく罰則の対象に位置づけることとしているが、こうした制度対応はLPガスを巡る商慣行の是正していく上での手段の一つ。
- 本WGにおけるこれまでの議論を踏まえ、今後とりまとめ予定のWG報告書においては、「望ましい取組の方向性」として、以下のような内容を盛り込むこととしてはどうか。

WG報告書への記載（案）（議論のためのたたき台）

【いわゆる無償貸与や紹介料支払い等の利益供与行為の廃止】

- いわゆる無償貸与や紹介料支払い等の利益供与は、消費者が負担するLPガス料金が不透明なかたちで高騰し、賃貸集合住宅の消費者は料金に不満があっても受け入れざるを得ないといった不利益をもたらしている。こうした状況を是正し、消費者から信頼されるLPガスとなるためにも、**業界全体として、長年続いてきた無償貸与や紹介料支払といった利益供与行為については、過大かどうかに拘わらず、一切行わない方向で取り組んでいくことが期待される。**
- なお、無償貸与等の利益供与行為を抑止する策として、LPガス料金の最高価格を開示し、当該情報に基づき市場全体で監視していく案も指摘する声もあるところ、標準料金等の開示の本来の目的と整合的かどうかも含め、今後検討していく。
- 【貸付配管の将来的な廃止】
- いわゆる「貸付配管」については、①LPガス事業者の切り替えを抑制することでガス事業者間の競争が制限的となり、これにより消費者によるLPガス料金の選択が制限される、②不透明なLPガス料金につながっている、③家主たる消費者とのトラブルの一因となっている、といった課題にもつながっている。近年では、解約時の貸付配管の精算について、家主たる消費者側が支払を拒否することがあり、多数の訴訟事件も発生している。
- これらの課題については、過大な営業行為の制限や、三部料金制の徹底による設備費用の明確化といった今回の制度改正により、一定の改善も期待されるころではあるが、消費者によるLPガスの選択機会を阻害する可能性はありうることから、**業界全体として、今後の新規契約においては、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことが期待される。**

【参考】ガスの小売営業に関する指針（抄）（R4.9.16 経済産業省）

- 3 小売供給契約の内容の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為
- (2) 小売供給契約の解除における問題となる行為及び望ましい行為
ア 問題となる行為

イ）小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること

(例) ① 需要家からの小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること

② 小売供給契約の解除に関して、不当に高額の違約金等を設定すること

③ 需要家からの申出がない限り契約期間終了時に契約を自動的に更新するという小売供給契約において、更新を拒否できる期間を極めて短い期間に設定するなどによって、需要家が更新を不要と考えた場合に、容易に更新を拒否することができないような契約条項を設けること

※電気事業分野の指針でも同様の内容あり（「電力の小売営業に関する指針」p49参照）

【参考】独占禁止法（抄）

第二条（略）

9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ロ（略）

ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、または強制すること。

二～ハ（略）

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

【参考】不公正な取引方法（抄）

（不当な利益による顧客誘引）

9 正常な商慣習に照らして不当な利益をもって、競争者の顧客を自己と取引するように誘引すること。

三部料金制の徹底に向けた対応方針の一部修正

- 第6回WGでは、三部料金制の徹底に向けた対応として、「公布の日から起算して3年を経過した日」から、新規契約・既存契約ともに、新制度に移行する方針を提示した。
 - 他方、早期施行すべきとの指摘や、既存契約に関して投資回収等の観点から課題を指摘する声もあつたところ、法制的に検討した結果、下記のとおり、修正することとした。
 - ① 施行時点における「既存契約」については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示（内訳表示の詳細化）を求めることで、LPガス料金の透明性を確保する。 その上で、新制度への早期移行を促していく。
- ※施行後の新規契約（契約更新含む）における設備費用の計上については、当初案のとおり。

- ② 上記対応に伴い、三部料金制に係る見直しの**施行時期を「公布の日から1年後」に前倒す。**

＜修正後の制度の概要＞

新規契約（契約更新含む）	既存契約
① ガス契約に係る料金は、基本料金、従量料金及び設備料金とし、消費者に対してこれらの料金を請求するときは、算定根拠を通知しなければならない（ 設備費用の外出し ）	・まずは、設備費用の外出し表示（内訳表示の詳細化）を求め、料金の透明性を確保。 ・その上で、新制度への早期移行を促していく。
② 設備料金として、配管及びガス器具等ガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金以外を請求してはならない（ 電気エアコン等のガス消費と関係のない設備費用の計上禁止 ）	
③ 例えば集合賃貸住宅において、消費者にガス料金を請求するときは、配管及びガス器具等ガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金を請求してはならない（ 設備費用の計上禁止、設備料金は「該当なし」と記載 ） ※ ただし、LPガス事業者と消費者との間で、個別に警報器、ストーブなどのガス器具の貸与契約が締結されている場合を除く	
改正法令の公布の日から起算して 1年 を経過した日から施行	

【参考】LPガス地方懇談会で寄せられた意見（消費者意見）

過大な営業行為

施行までに消費者として何ができるのか、考えていきたい。消費者として、構造をきちんと理解して勉強するということも大切。【北関東】【南関東】【中部】

今回、地方懇談会に参加するにあたって無償貸与・貸付配管の問題について、初めて知った。【北関東】【南関東】

無償貸与の問題では、LPガス事業者だけの問題ではなく、不動産業界全体の問題でもあると思う。LPガス業界だけではなく関係業界全体で取り組んでもらいたい。【共通】

過大な営業行為の線引きはどうするのか。ヒアリング結果として無償貸与と思わず貸与していたという結果もあり、過大な営業行為の範囲がわかりにくい。【東北】

WGで「法律で禁止されていること以外は何がしか工夫してするかもしれない」というような意味合いの事業者委員の発言を聞く限り、業界全体としてはまだ後ろ向きの方が多いのではないかというところを危惧している。【南関東】

過去の法令改正やガイドラインでは改善されなかった点を反省し、実効性の確保のため、立検マニュアルの強化、省庁間連携、WGの継続開催、世論作りをしていく必要がある。【北海道】

無償貸与・貸付配管について、既存の契約の清算において消費者の立場ではあるが、中小事業者がLPガス事業者には多いと聞いており、事業者に一方的に負担を押し付ける形での清算では廃業してしまう事業者もできてしまうかもしれない。そうした中小事業者へのフォローもお願いしたい。【近畿】

三部料金制の徹底

経過措置3年について、監視フォームを早めて経過措置期間内でも駆け込みが許されないようにしてほしい。【北海道】

法令改正後、いわゆる抜け道があるということ自体が怖いので、抜け道がないようにしてもらいたい。【南関東】

WGの1～3回で、ガイドライン等が制定され、二部料金制の料金の表示については透明化が進んだと評価。しかし、実態は料金の内訳が、同じ地域の賃貸住宅であるにもかかわらず料金の大きな差があるなど、取引の適正化という点では疑問が残るところだった。【南関東】

設備機器経費の上乗せについては、消費者契約法上も問題で契約行為としては極めて異常。ガス料金は原価と管理費のみで構成されるべき。【北海道】

2027年度の施行として既存契約はいつ解消されるのかは課題。【北海道】

公布3年後に施行は、施行までに長すぎる。【近畿】

無償貸与をしていたのは業界の商慣習だからよいとしても、それを消費者に転嫁しないような仕組みをなぜ考えてこなかったのか疑問。業界の中で正しい競争をしていくという意識がなかったがために、現在のような状況になってしまったのではないか。【北関東】【南関東】

営業行為が料金に上乗せされている場合もあると聞く。【中部】

【参考】LPガス地方懇談会で寄せられた意見（消費者及び事業者意見）

＜消費者意見＞

LPガス料金等の情報提供

ガス料金が安くなるということでLPガス販売事業者を変更したが、しばらくするとガス料金が値上がり、以前よりも高くなってしまったということも耳にしている。そのような点についても是正してほしい。【北関東】

広報の仕方含めて事業者と一緒に消費者として連携して、知ることが重要。若い人が無関心というのも問題。携帯電話の販売は頻繁に議論している。性格も違うが見習うところがあるのではないか。【北関東】

その他

施行後の課題としては法令が守られているか監視をしていくということが重要。【北関東】【北海道】

何か問題が起きた際に相談できる窓口がほしい。【北関東】

今回の規制は自由競争の阻害であると事業者間で話題になっており、法の抜け駆けのことも気になっている。消費者として通報、監視することが制度としてまだ決まっていないが、消費者が自主的に変えていくことをしていきたい。【北関東】

＜LPガス事業者意見＞

料金透明化・取引適正化に向けた意見

2027年度までどう施行されていくのか、すでに投資している契約をどうするのか、LPガス事業者、不動産関係者、行政と相談して、消費者に御迷惑をかけないようになりたい。【北関東】

経済産業省だけでなく、他省庁とも連携して取り組んでいきたい。【共通】

罰則を含んだ法令改正について歓迎。【北関東】【南関東】【北海道】【中部】

最終的に料金が安くなっていかないと意味がない。【北関東】

県内における料金調査を行っているが、無償貸与などにより価格を高く設定している事業者は調査に答えず課題になっている。【南関東】

今一番問題になっているのは賃貸住宅に住んでいる消費者が不動産業界から取り決めや料金の情報を得ていないこと。オーナーとLPガス事業者が三部料金のことをきっちりやっても、消費者に伝わっていないということが一番の問題。【東北】【中部】

来年4月から大手ハウスメーカーは配管代、給湯器の代金を払う、と言っていて意識が変わってきていると感じた。【中部】

一部の切り替え販売している大手販売事業者やブローカー等々が料金を公表していないことが問題。ホームページに料金を公表するという基本のところから徹底してもらいたい。【中部】【近畿】

令和5年度
沖縄県LPガスお客様相談所委員会

日 時 令和5年9月26日(火) 14時～16時
会 場 沖縄産業支援センター 305会議室(那覇市字小禄1831-1)

～ 次 第 ～

1. 委員長挨拶 LPガス部会 部会長 島袋 博文
2. 委員の紹介(別紙)
3. 沖縄県LPガスお客様相談所委員委嘱状の交付
4. 沖縄県LPガスお客様相談所委員会設置規定の確認 (資料1)
5. 令和4年度LPガスお客様相談事業 (資料2-1)
 - 全国の相談件数 (資料2-2)
 - 沖縄県の相談件数及び内容 (資料2-3)
6. 令和5年度お客様相談事業及び
LPガス部会 主な取り組みの紹介 (資料3)
7. 第6回 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会
石油・天然ガス小委員会 液化石油ガス流通ワーキンググループ
【商慣行是正に向けた対応方針】 (資料4-1)
書面交付等資料一部抜粋 (資料4-2)
8. 質疑(意見交換)
9. 閉会挨拶 LPガス部会 副部会長 福原 徹

(別 紙)

令和5年度沖縄県LPガスお客様相談所委員会委員名簿

委員氏名	所 属	役 職
委員長 島袋 博文	(一社)沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会	部 会 長
委 員 金城 希	沖縄県消費生活センター	主 幹
〃 浦崎 千都	沖縄県商工労働部産業政策課産業基盤班	主 事
〃 末吉 由美子	(一社)沖縄県女性連合会	理 事
〃 鶴渕 信子	沖縄県女性団体連絡協議会	事務局長
〃 大城 龍児	(一社)沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会	副部会長
〃 福原 徹	(一社)沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会	副部会長
〃 新垣 昌信	(一社)沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会	副部会長

相 談 員

相 談 員	所 属	役 職
有銘 豊	(一社)沖縄県高圧ガス保安協会	専務理事
宮城 直樹	(一社)沖縄県高圧ガス保安協会	総務課長

令和5年度九州・沖縄地方LPガス懇談会
議事次第

開催日時 令和5年11月30日(木) 13:30~15:30

対象 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の8県

開催方法 ハイブリッド会議(リアルとリモート併用)

1. 開会挨拶(13:30) 九州経済産業局 資源エネルギー環境部 次長 砂入 成章
2. 懇談(13:45~15:15)
3. 議事進行: 福岡大学 商学部 教授 笹川 洋平

テーマⅠ. LPガスの料金透明化・取引適正化について

※プレゼンテーションⅠ(LPガス産業の現況とLPガスの料金透明化・取引適正化に向けた取組について)

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

室長補佐 目黒 満雄

※プレゼンテーションⅡ(令和4年度石油ガス流通・販売業経営実態調査結果の概要
/令和5年度石油ガス流通・販売業経営実態調査の実施計画)

エルピーガス振興センター 広報室長代理 福田 重人

説明 九州経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

石油・石油備蓄係長 水鳥 成美

テーマⅡ. 保安(LP事故の発生状況等)

※プレゼンテーションⅢ(最近のLPガス事故について)

経済産業省 産業保安グループ ガス安全室

室長補佐 榎本 宏

説明 最近のLPガス事故について

九州産業保安監督部 保安課

課長補佐 田中 洋二

3. 総括(15:15) 福岡大学 商学部 教授 笹川 洋平

4. 閉会(15:30)

※プレゼンテーション動画は事前にご視聴願います。当日はプレゼンテーションを視聴いただいている前提で懇談会を進めさせていただきますので宜しくお願い申し上げます。

令和5年度 九州・沖縄地方LPガス懇談会出席者名簿
(○：現地参加)

(敬称略、順不同)

【消費者委員】8名

○ NACS九州支部	九州支部会員活動委員	柴富 伸子
○ 佐賀県地域婦人連絡協議会	会長	山口 七重
南島原市消費生活センター	消費生活相談員	吉田 菜美子
○ 熊本県地域婦人会連絡協議会	副会長	植村 米子
大分県消費者団体連絡協議会	会長	小野 ひさえ
宮崎県地域婦人連絡協議会	副会長	神谷 則子
特定非営利活動法人鹿児島県地域女性団体連絡協議会	会長	大迫 茂子
沖縄県生活協同組合連合会	専務理事	東江 建

【学識経験者委員】1名

○ 福岡大学 商学部	教授	笹川 洋平
------------	----	-------

【調査・広報委員会 消費者委員】1名

公益社団法人全国消費生活相談員協会	エネルギー問題研究会	山王丸 裕子
-------------------	------------	--------

【事業者委員】8名

○ 一般社団法人 福岡県LPガス協会	会長	和田 博実
○ 一般社団法人 佐賀県LPガス協会	会長	大塚 浩司
一般社団法人 長崎県LPガス協会	会長	荒木 健治
一般社団法人 熊本県LPガス協会	会長	佐藤 逸郎
○ 一般社団法人 大分県LPガス協会	会長	山田 耕司
一般社団法人 宮崎県LPガス協会	会長	後藤 拓郎
一般社団法人 鹿児島県LPガス協会	会長	市田 芳一
一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会	LPガス部会 部会長	島袋 博文

【自治体（液石担当）】8名

福岡県 商工部 工業保安課 産業保安係	係長	中村 成秀
○ 佐賀県 政策部 危機管理・報道局	技師	中村 文音
危機管理防災課 消防保安室		
長崎県 危機管理部 消防保安室	保安班 係長	大塚 正
熊本県 総務部 市町村・税務局 消防保安課	参事	上杉 耕二郎
大分県 生活環境部 防災局 消防保安室	技師	定行 薫
宮崎県 危機管理局 消防保安課	主任技師	河野 拓人
鹿児島県 危機管理防災局 消防保安課	主事	永里 浩平
沖縄県 商工労働部 産業政策課	主事	浦崎 千都

【自治体（消費生活担当）】 4名

熊本県 環境生活部 県民生活局 消費生活課	参事	吉永 伸司
大分県消費生活・男女共同参画プラザ	消費生活相談員	村上 美佳子
宮崎県 消費生活センター	担当リーダー 主幹	村岡 慎也
鹿児島県 男女共同参画局 消費者行政推進室	主幹兼消費者行政推進係長	土岐 由紀子

【資源エネルギー庁】 3名

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室	室長	日置 純子
○ 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室	室長補佐	目黒 満雄
資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室		宇野 和葉

【経済産業局】 6名

○ 九州経済産業局 資源エネルギー環境部	次長	砂入 成章
○ 九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課	課長	松尾 和宏
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課	課長補佐	松枝 賢治
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課	専門職	上野 順二
○ 九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課	石油・石油備蓄係長	水鳥 成美
○ 沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課	課長補佐	沢田 明

【産業保安監督部】 3名

○ 九州産業保安監督部 保安課	課長補佐	田中 洋二
那覇産業保安監督事務所 保安監督課	課長補佐	宇座 守
那覇産業保安監督事務所 保安監督課	保安係長	新垣 和也

【オブザーバー】 2名

日本LPガス協会	企画グループリーダー	三木 浩由
一般社団法人 全国LPガス協会	保安・業務グループ グループ長	瀬谷 孝之

【事務局】 4名

一般財団法人 エルピーガス振興センター	専務理事	嘉村 潤
○ 一般財団法人 エルピーガス振興センター	広報室長代理	中村 健雄
○ 一般財団法人 エルピーガス振興センター	広報室長代理	福田 重人
○ 一般財団法人 エルピーガス振興センター	広報室長代理	市川 忠靖

LPガス部会会員事業所 各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
部会長 島袋 博文 (公印省略)

LPガス部会経営者セミナーの開催について (ご案内)

みだしの件について、当部会ではLPガス業界にとって重要なテーマとなっております「取引適正化」について、『令和5年度LPガス販売事業者経営セミナー』を開催致します。お忙しいことは存じますが、ご参加下さいますようご案内申し上げます。

また、本セミナーは会員のみ参加対象となっておりますので予めご了承下さい。

- 開催日時 令和6年2月27日(火) (開場13時) 13時30分～16時
- 開催場所 未定(那覇市内)
- ご講演 (一社) 全国LPガス協会 専務理事 村田光司 様
演題(仮題) 「商慣行是正に向けた対応方針」
- 参加対象 会員のみ(会員事業所確認のため名刺のご準備をお願いします。)
- 参加料 無料
- 定員 150名
- 申込期限 2/〇(〇)迄にFAXにてお申込下さい。(人数把握のため)
- お問合せ 協会事務局 FAX 098-858-9564 TEL 098-858-9562 又吉、宮城

事業所名			連絡担当者	
連絡先	TEL	FAX		
	参加者氏名	役職名	参加者氏名	役職名
①			②	
③			④	

※駐車場の混雑が予想されますので、乗合いでお越し下さいますようお願い致します。

※多くの会員に参加して頂くため一事業所より複数参加される場合は、人数調整をさせていただく場合がございます。

指定避難所・医療施設・福祉施設等 関係各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
(公印省略)

LPガスを使用した防災対策のお願い

(頻発する自然災害 命をつなぐエネルギーLPガス)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

LPガスは、県内全市町村の家庭用・業務用・産業用など約56万戸に供給する県民生活に必要な不可欠なエネルギーであります。

LPガスは国が定める第6次エネルギー基本計画においても、「最後の砦」として、平時のみならず緊急時のエネルギー供給に貢献する重要なエネルギー源として位置付けされております。

また、毎年全国各地で多発する自然災害、県内でも21万戸が停電し大きな被害をもたらした台風6号等に対応すべく、停電時でも発電し電気を使用できる自立・分散型エネルギーであるLPガス仕様GHP(高効率のガスエンジンを使って冷暖房を行う空調システム)は、その有用性が高まっております。

当協会では、指定避難所・医療施設・福祉施設等の皆様へ、頻発する自然災害への対応策として、補助金を活用し平時からLPガス設備を導入いただき、ご使用いただくことで災害時にも即対応できるよう「LPガスを使用した防災対策」について、ご提案しております。

つきましては、下記の内容についてご確認いただくと共に、LPガス設備の導入についてご検討下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. なぜLPガスなのか

① 劣化しないエネルギー

- ・LPガスは品質劣化が無く、他のエネルギーに比べ長期間でも保存可能なエネルギーです。

② 復旧が早く災害にも強い

- ・送電線や導管などのラインで供給する電気や都市ガスは、災害後の復旧に時間が掛かりますが、LPガスはボンベでどこでも供給できる「災害にも強いエネルギー」です。

次頁へ続く

③ 軒先在庫

・平時からL Pガスをお使いいただくことで、非常時でもボンベに蓄えられた「軒先在庫」が備蓄となり災害時に役立ちます。

④ 複数のエネルギー減の確保（エネルギーのベストミックス）

・過去の災害は、単一のエネルギーに依存するリスクの高さが教訓となりました。
L Pガスは発電機や暖房・調理器具・温かいお風呂など、対応する設備も多様で、災害対応の面で非常に優れております。

2. エネルギー供給状況等の把握

現在のエネルギー供給状況を含め、自社設備の把握など事前に確認をお願い致します。

- ① 「エネルギー供給状況の把握」(L Pガス・都市ガス・オール電化・その他)
- ② 「L Pガス供給事業者の把握」
- ③ 「L Pガス容器貯蔵量の把握」
- ④ 「現在設置されているL Pガス機器の把握」(コンロ・湯沸し器・GHP・発電機…)
- ⑤ 「L Pガス供給事業者との定期的な打ち合わせ並びに訓練の実施」
- ⑥ その他

3. 自然災害に備え平時からご使用いただきたい「L Pガス貯蔵設備及び対応設備」

- ① 「L Pガス災害用バルク」
- ② 「L Pガス空調 (GHP)」
- ③ 「L Pガス発電機」
- ④ 「炊き出し用釜」
- ⑤ その他

本件に対してのお問合せ

事務局 (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 有銘・又吉
住 所 那覇市字小禄 1831-1 (沖縄産業支援センター403-1)
連絡先 TEL098-858-9562 FAX098-858-9564

<http://www.okinawakhk.or.jp/>

予算を超過する申請があった場合の採択の優先順位

業務細則第9条(2)に基づき、予算を超過する申請があった場合の優先順位の定めに従い採択を決定する。
応募案件は、以下の第1から第5優先順位の考え方で整理され、採択の可否が決定される。

令和5年度公募優先順位

第1優先順位	a. 公的避難所 d-1. 一時避難所 (既存の一時避難所から半径2km以上離れている) b. 医療施設 c. 社会福祉施設 (福祉避難所を最優先、入所施設は次点) d-2. 一時避難所 (既存の一時避難所から半径2km未満にある)
第2優先順位	a. 官公需適格相合からLPガスを供給 (購入) する施設 b. a.に該当しないもの
第3優先順位	施設の機能維持に必要な燃料の保有日数が多い施設
第4優先順位	賃金引上げ表明証明書を提出した事業者
第5優先順位	「パートナーシップ構築宣言」を実施・登録した事業者 (共同申請者がいる場合は2社とも提出が必要)

既存の一時避難所は災害バルクホームページ▶補助金申請の手続きページをご確認ください。

補助金申請書関係書類

交付申請書

災害バルクホームページ▶申請の手続き▶申請書類ダウンロードから申請書式をダウンロードしてください。

- 1) 災害バルク補助金申請書類
- 2) 交付申請書 (様式第1)
- 3) 申請日より3カ月以内に取得した履歴事項全部証明書
- 4) 役員名簿 (履歴事項全部証明書に代表者以外の記載がない場合)
- 5) 直近2期分の決算報告書 (個人申請の場合は直近2年分の納税証明書その3の2)
- 6) 中小企業の除外規定に該当しないことを証明する書類 (中小企業として申請する場合)
- 7) 敷地全体配置図 (平面図)
- 8) 避難所として使用する場所の図面 (平面図)
- 9) 購入設備全ての配置図面 (GHP室内機の設置場所も明記してください)
- 10) 燃料消費量計算書
- 11) LPガス販売事業者の「液化石油ガス販売事業者許可証」
- 12) 補助対象・対象外の判別が可能でLPガス配管図
- 13) 自家発電設備出力計算書 (固定式発電機を導入する場合)
- 14) 補助対象・対象外の判別が可能で電気配線図
- 15) 見積依頼書および見積書 (明細含む。申請者が地方公共団体の場合は設計見積書)
- 16) 福祉避難所として使用することがわかる地方公共団体との協定書等 (該当する場合)
- 17) 業務方法書第13条第2項に関する解説図と契約書 (該当する場合)
- 18) 災害時に一時避難所として使用することを明記した地方公共団体との協定書等 (該当する場合)
- 19) 賃金引上げを表明したことを証明する書類 (該当する場合)
- 20) 「パートナーシップ構築宣言」書 (該当する場合、共同申請者も含む)

1)についてはExcel形式で、他の書類はPDF形式で提出してください。その他、詳細についてはホームページ掲載の「申請の手引き」等を必ずご確認ください。

一般財団法人
エルピーガス振興センター

助成事業室 (災害バルク担当)

TEL:03-6402-3626 受付9:00~17:30 (平日) メールアドレス:saigaibulk@lpgc.or.jp

詳しくは

エルピーガス振興センター

または、<http://saigaibulk.net>

検索

令和5年度

災害時に備えた社会的重要なインフラへの
自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

LPガス災害バルク等 申請ガイドブック



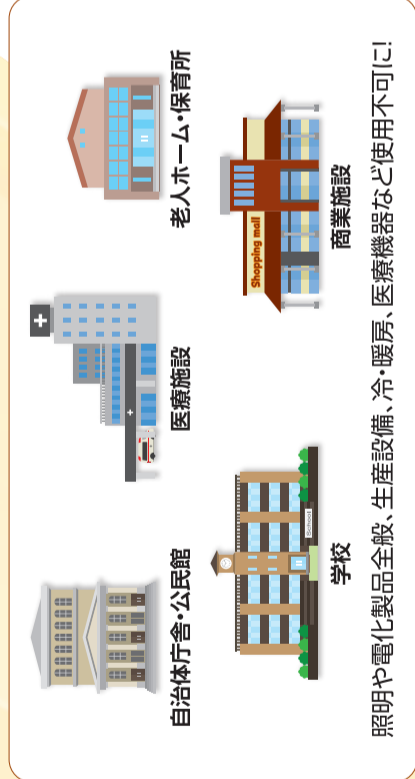
LPガスで自然災害への備えを!!



一般財団法人
LPセンター
エルピーガス振興センター

災害時に備えた燃料備蓄の必要性

災害が発生したら・・・



照明や電化製品全般、生産設備、冷・暖房、医療機器など使用不可!

いつ起こるかわからない自然災害にLPガスで備えましょう

LPガス災害バルク等導入イメージ

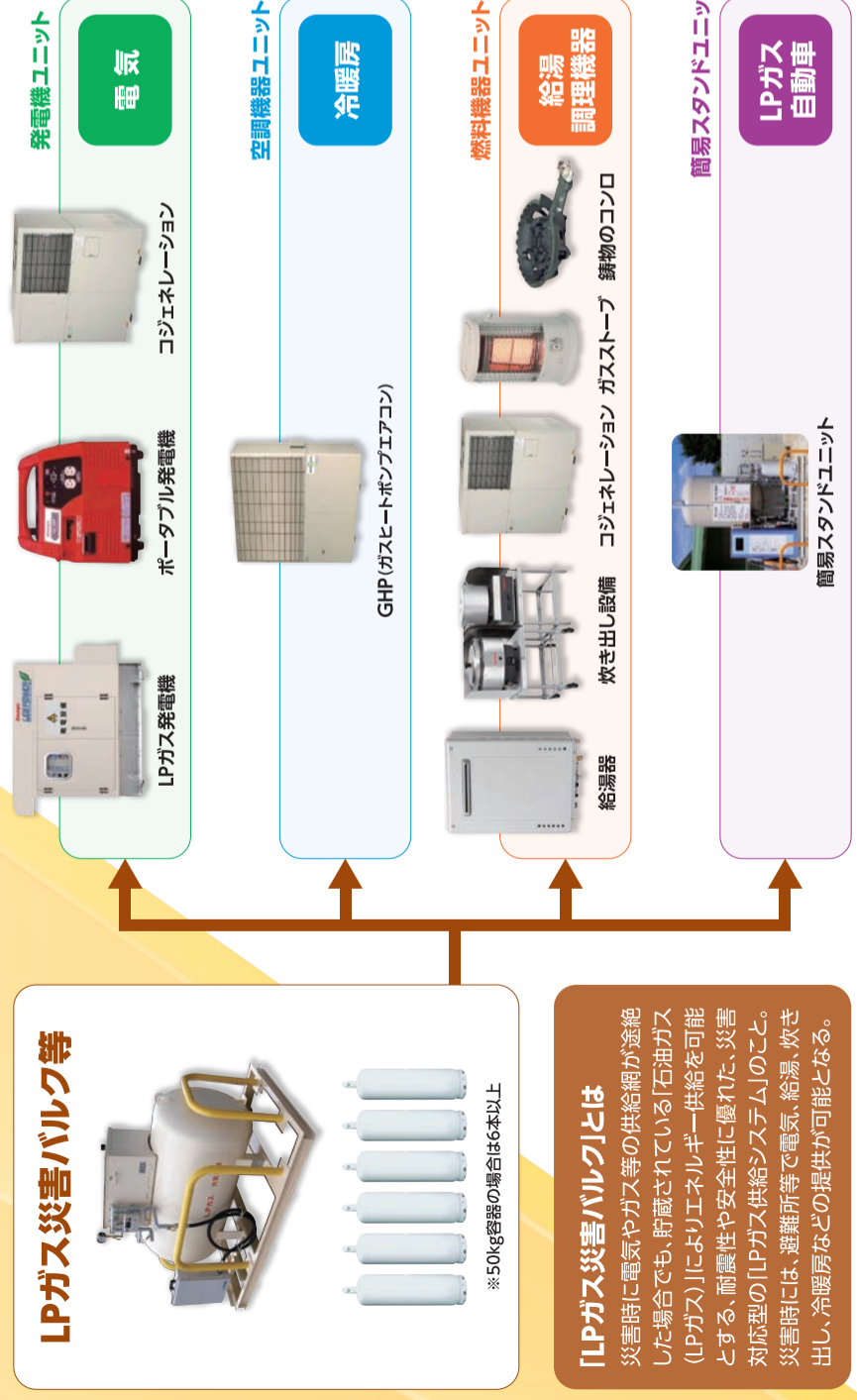
命をつなぐエネルギーLPガス

3日間を乗り切る

災害により地域が孤立した場合、援助が被災地まですぐには届きません。ライフライン(復旧までに3日間程度のエネルギー備蓄が必要だと言われています。

LPガスの備蓄がカギに

LPガスを備蓄することで、災害後のライフラインを確保することにつながります。下記の設備を導入することで「電気」、「冷暖房」、「給湯・調理機器」の使用が可能になります。



「LPガス災害バルク」とは

災害時に電気やガス等の供給網が途絶した場合でも、貯蔵されている「石油ガス(LPガス)」によりエネルギー供給を可能とする、耐震性や安全性に優れた、災害対応型の「LPガス供給システム」のこと。災害時には、避難所等で電気、給湯、炊き出し、冷暖房などの提供が可能となる。

※補助対象設備は、電気・都市ガス・水道が全て止まった状態にある災害時に独立して稼働できる仕様のもに限り、個別設備については振興センターにご相談ください。

補助事業の概要

大規模な災害等が発生した時に、系統電力、都市ガスや水道の供給が途絶した場合でも、避難困難者が多数生じる医療施設や福祉施設、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等となり得る施設等によりLPガスの機能を維持することが求められます。一般財団法人エルピーガス振興センターは、国の補助金の交付を得て、自衛的な燃料備蓄のためにLPガスの災害バルク等の設置に要する経費の一部を補助することにより、災害発生時においても、これらの施設等に対するLPガスの安定供給の確保を図り、その機能を3日間以上維持させることを目的としています。また、本事業を通じて国土強靱化地域基本計画を推進します。

申請の公募期間について

令和5年度

令和5年5月31日(水)～令和5年6月30日(金)24時まで

申請者の資格

申請の手引き3および5をご確認ください。

補助対象となる設置先の施設

- ① 災害等発生時に避難場所まで避難することが困難なものが生じる施設… 医療施設、福祉施設(老人ホーム)等
ただし、医療施設のうち、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地診療所、救命救急センター、周産期母子医療センターは除きます。
- ② 公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設)… 自治体庁舎、公立学校、公民館、体育館等
- ③ 地方公共団体が認知した一時避難所となり得る施設… 商業施設、宿泊施設、事務所、工場等
- ④ または⑤の場合、その設置先となる市区町村が国土強靱化地域計画を策定済みであること、もしくは大規模地震対策特別措置法第3条の規定による地震防災対策強化地域に指定されていることが要件となります。

補助対象設備

- ▶ 上記①～③の対象施設に設置する機器等
- ・LPガス災害バルク貯槽又はシリンダー容器(但しシリンダー容器の購入は補助対象となりますが、必須ではありません)
- ・LPガス発電機(コージェネレーション含む)
- ・空調機器(GHP等)
- ・燃焼機器(コージェネレーション、炊き出しセット、コンロ、炊飯器、給湯器(ボイラー含む) ガスストーブ、ファンヒーター)
- ・簡易スタンドユニット

※上記補助対象設備等を設置することで、電気・都市ガス・水道が全て止まった状態にある災害時に容器の貯蔵上限量50%に対し3～7日間対応可能となることが申請に際しての必須要件です。

スキーム



補助金の交付限度額

- ① 一申請あたり上限1千万円…バルク、シリンダー容器及びLPガス供給設備のみ
- ② 一申請あたり上限3千万円
- ③ 1)…バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス発電機ユニット(コージェネレーション含む)
- 2)…バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス空調機器ユニット(GHP他)
- 3)…バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス燃焼機器ユニット(コージェネレーション、炊き出しセット、コンロ他)
- 4)…バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス簡易スタンドユニット
- ④ 一申請あたり上限5千万円…②の1)と2)を同時に設置する場合

補助対象経費

LPガス災害バルク等の機器購入費と設置工事費

※容器これに付属するLPガスの供給に必要な設備は、必ず購入することが条件です。(但しシリンダー容器の購入は必須ではありません)

※常備使用のLPガス配管・電気配線等部分は、補助金対象外となります。また、既存設備の撤去費用も補助金対象外となります。

補助率

補助対象となる設置先の施設	令和5年度
① 避難困難者が生じる施設	1/2以内 ただし、中小企業者が運営する場合2/3以内
② 公的避難所	1/2以内
③ 一時避難所	1/2以内

※中小企業者の定義は中小企業基本法第2条第1項の規定を準用しております。詳細は中小企業庁ホームページをご確認ください。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

沖高保発第 25-159 号

平成 26 年 1 月 22 日

沖縄県警察交通部
交通規制課長 殿

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会
会長 渡 口 彦 則

災害発生時における「緊急通行車両事前届出」について

みだしのことについて、災害対策基本法第 76 条第 1 項及び災害対策基本法施行令第 32 条に基づき、下記車両について、事前に届け出を受理して頂きますよう上申します。

記

1 申請理由

災害対策基本法第 76 条第 1 項及び災害対策基本法施行令第 32 条に基づき、災害
応急対策（ガス保全業務等）に従事又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他
の災害応急対策を実施するために必要な車両のため

2. 対象事業者及び車両台数 別添



緊急通行車両 対象事業者及び車両台数 一覧
(一社)沖縄県高圧ガス保安協会

資料8-2

	ガス種	事業者名	営業所名	対象エリア	車両台数
1	LPガス	(株)りゅうせき	本社ガス販売本部	中南部	2台以内
2	〃	(株)りゅうせきロジコム	浦添物流センター	南部	〃
3	〃	(株)りゅうせきロジコム	中部物流センター	中部	〃
4	〃	(株)りゅうせきロジコム	北部物流センター	北部	〃
5	〃	(株)りゅうせきロジコム	宮古物流センター	宮古	〃
6	〃	(株)りゅうせきロジコム	八重山物流センター	石垣	〃
7	〃	マル中産業(株)	本社	中南部	〃
8	〃	マル中産業(株)	西原支店	南部	〃
9	〃	マル中産業(株)	佐敷工場	南部	〃
10	〃	マル中産業(株)	糸満事業所	南部	〃
11	〃	マル中産業(株)	中部支店	中部	〃
12	〃	マル中産業(株)	北部支店	北部	〃
13	〃	エッカ石油(株)	本社	中南部	〃
14	〃	エッカ石油(株)	那覇営業所	南部	〃
15	〃	エッカ石油(株)	糸満営業所	南部	〃
16	〃	エッカ石油(株)	西原営業所	中部	〃
17	〃	エッカ石油(株)	中部営業所	中部	〃
18	〃	エッカ石油(株)	名護営業所	北部	〃
19	〃	(株)白石	本社	中南部	〃
20	〃	(株)白石	南部営業所	南部	〃
21	〃	(株)白石	中部営業所	中部	〃
22	〃	沖縄県農業協同組合	本店生活部	中南部	〃
23	〃	沖縄県農業協同組合	伊江支店	伊江島	〃
24	〃	沖縄協同ガス(株)	本社	中南部	〃
25	〃	沖縄協同ガス(株)	南部営業所	南部	〃
26	〃	沖縄協同ガス(株)	那覇営業所	南部	〃
27	〃	沖縄協同ガス(株)	中部営業所	中部	〃
28	〃	沖縄協同ガス(株)	北部営業所	北部	〃
29	〃	沖縄協同ガス(株)	宮古事業所	宮古	〃
30	〃	沖縄協同ガス(株)	八重山事業所	石垣	〃
36	〃	中央ガス工業(株)		中部	〃
33	〃	(有)具志頭給油所	糸満営業所	南部	〃
31	〃	(株)互惠石油瓦斯		中部	〃
32	〃	ひまわりガス(株)		中部	〃
34	〃	沖縄ガス(株)	本社	中南部	〃
35	〃	沖縄ガス(株)	LPG西原充填所	中南部	〃
37	〃	浦添ガス工業(株)		中南部	〃
38	〃	比謝川ガス(株)		中部	〃
39	〃	宜野湾ガス(株)		中部	〃
40	〃	(株)東江ガス	中部支店	中部	〃
41	〃	(株)協和ガス		中南部	〃
42	〃	沖縄石油ガス(株)		中南部	〃
43	〃	久米島ガス(株)		久米島	〃
44	〃	(有)島三産業		宮古伊良部	〃
45	〃	宮古ガス(株)		宮古	〃
46	〃	(株)先島ガス		石垣	〃
47	〃	大協配送(株)		中南部・北部	〃
48	〃	太平運輸(株)		中南部・北部	〃
49	〃	内外運輸(株)		中南部・北部	〃
50	〃	沖縄県エルピーガス保安センター(有)		中南部・北部	〃
51	一般ガス	(株)オカノ	本社	中南部・北部	〃
52		(株)オカノ	中部営業所	中北部	〃
53		(株)オカノ	宮古営業所	宮古	〃
54		(株)おきさん	本社	中南部・北部	〃
55		(株)高圧運輸		中南部・北部	〃

別記様式第 1

(記 載 例)

災 害 応 急 対 策 用 緊急通行車両等事前届出書 平成〇〇年 〇月 〇日 沖縄県公安委員会殿 届出者住所 沖縄県〇〇市〇〇 〇〇番地 (電話) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇株式会社 〇〇営業所 氏名 所長 〇〇〇〇 		地 震 防 災 第 号 災 害 応 急 対 策 用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 沖縄県公安委員会 
番号標に表示されている番号	沖縄 〇〇 〇 1 2 3 4	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署又は警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	施設及び設備の応急の復旧に関する活動等 （（社）沖縄県高圧ガス保安協会が平成23年10月24日に指定地方公共機関に指定されているため）	
使用者	住 所 沖縄県〇〇市〇〇 〇〇番地 () 局 番	
	氏 名 〇〇株式会社	
出 発 地	沖縄県〇〇市	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

令和5年7月



指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体等の皆様へ

2023年9月1日から緊急通行車両の標章等が災害発生前に交付を受けることができます。

従前の事前届出では、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付に留まっていたましたが、災対法施行令・同規則が改正され、災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両については、災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けることができますようになります。

これにより、公安委員会が災対法第76条の交通規制（緊急交通路の指定）を行った場合に、いち早く緊急交通路を使用して、被災地に向かい災害応急対策に当たっていただくことにつながります。



※指定行政機関等とは、災対法第50条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者とされている団体等を指しています。
 ※公安委員会とは、都道府県公安委員会を指します。

災害発生前に確認を受けるには？

- 当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会（警察本部、警察署）や知事（防災担当部局等）の窓口を通じて申出を行ってください。
 ※ 警察本部や知事部局では直接受付を行っていない地域がありますので、事前にご確認ください。

必要な提出書類は？（災対法施行規則第6条）

- 緊急通行車両確認申出書（災対法施行規則別記様式第3）
- 添付書類
 - ① 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
 - ② 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類（例 防災業務計画(抜粋可)、契約書の写し、証明書類等）
 - ③ 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類（例 車両リスト、証明書類等）
- なお、車両の用途や活動地域が同じであれば、複数台の車両を一括して申出することができます。



添付書類は内容を兼ねるものは、一本化してもいいの？

- 例えば、自動車検査証の使用者欄の氏名が指定行政機関等そのものである場合は、車検査証の写しの添付をもって、上記③の書類が添付されているものとします。
- その他、下記のような内容の書類であれば、上記②、③の内容を兼ねた書類として取り扱います。
- いずれにしても公安委員会等による個別の判断が必要となりますので、申出の際、公安委員会等（警察署交通課等）にご相談ください。

【②と③を兼ねた証明書類の例】

〇〇県公安委員会 殿 令和〇年〇月〇日

株式会社△△△△（指定公共機関）は下記車両の使用者に対し、当社が行うこととなっている災害応急対策である「被災地における食料品や生活必需品供給」のため、下記車両をこれら物品を緊急輸送する車両として使用することについて、物流業務委託基本契約によって業務委託していることを証明します。

東京都●●区●●1番10号
 株式会社△△△△
 代表取締役 ●●●

記

NO	番号標に表示されている番号	車両の使用者		
		住所	氏名又は名称	契約の期間
1	品川800あ1234	東京都●●区▲▲■-■-■	×××有限公司	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
2				
3				

確認申出書の「申出者」には誰がなれるの？

申出者になれるのは、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とします。

「緊急通行車両等事前届出済証」を持っているがどうなるの？

すでに発出している**緊急通行車両等事前届出済証は2023年9月1日以降も有効**で、同届出済証をお持ちの方は、災害発生後において緊急通行車両としての確認を優先的に受けることができます。

また、新制度である災害発生前の確認を受けられる場合は、申出書の添付提出を**緊急通行車両等事前届出済証の提示で足りる**とする場合があります。

なお、2023年9月1日以降は、緊急通行車両等事前届出書は受付しません。

別添様式第1 緊急通行車両等事前届出書 発出年月日 緊急通行車両等事前届出書 公安委員会 期 年 月 日 届出者(個人) 氏名 住所 使用車 車種 車体番号 出発地	別添様式第2 緊急通行車両等事前届出済証 発出年月日 緊急通行車両等事前届出済証 公安委員会 期 年 月 日 届出者(個人) 氏名 住所 使用車 車種 車体番号 出発地
---	---

標章等の有効期限は？

- 標章や緊急通行車両確認証明書の有効期限は、交付の日のから**5年間**となります。

指定行政機関等と期限がある契約等に基づき、緊急通行車両とする車両については、その契約期間が前記5年間より短い場合は、契約等の終了日までとなります。



規制除外車両はどうなるの？

- 緊急通行車両の対象とならない車両で大規模災害時に優先すべきものとして公安委員会が緊急交通路の通行を認めている「**規制除外車両**」については、その**運用に変更はありません**。

ただし、規制除外車両確認申出書、規制除外車両事前届出書等の様式が一部変更となりますのでご注意ください。



指定行政機関等の皆様、契約等により災害応急対策に従事する車両の使用者様へのごお願い

事前確認の申出は、発災直後において災害応急対策に従事する必要性が真に高い車両を優先してください。

いざ緊急交通路が指定された時に緊急通行車両が集中し、それによる渋滞によって人命救助に直結する緊急自動車等の通行が遅れてしまう状況は避けなければなりません。

各指定行政機関等におかれましては、災害発生後の初期段階から災害応急対策に従事させなければならない車両を見極めたうえで、積極的に事前確認を受けるよう管理をお願いします。

また、施行直後は窓口の混雑が予想されることから、事前連絡や申請数の調整にもご協力ください。



同一の車両が複数の指定行政機関等と災害応急対策の契約等を結んでいる場合は、最優先のものを申出してください。

原則として同一の車両に対して、複数の標章等は交付しません。該当する車両の使用者におかれましては、優先すべき災害応急対策に絞った申出にご協力をお願いします。

標章等を受けた申出と異なる災害応急対策に従事することになった場合は、災害発生後の確認を受けていただくことで、別の標章等を交付します。

ご不明の点は
警察庁HP、各都道府県警察HPをご確認ください。

具体的なお問い合わせ、相談は
各都道府県警察本部又は警察署までご連絡ください。